

燕市手数料徴収条例の一部改正について

燕市手数料徴収条例（平成18年燕市条例第65号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 月 2 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市手数料徴収条例の一部を改正する条例

燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項中第45号を第47号とし、第7号から第44号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号中「戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類」を「戸籍に関する届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したもの」に、「書類1件につき」を「1件につき」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書」を「戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報(届書等の書類を画像情報として作成したものをいう。以下同じ。)の内容の証明書」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (6) 除籍電子証明書提供用識 1件につき 700円。ただし、請求者が除籍電子証明書に記載された事項と同一の事項が記載された除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を同時に行う場合にあっては、手数料を徴収しない。
- 別符号の発行手数料

第2条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 戸籍電子証明書提供用識 1件につき 400円。ただし、請求者が戸籍電子証明書に記載された事項と同一の事項が記載された戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を同時に行う場合にあっては、手数料を徴収しない。

第5条第3項中「第2条第1項第18号から第21号まで」を「第2条第1項第20号から第23号まで」に改め、同条第4項中「同条第1項第39号から第44号まで」を「同条第1項第41号から第46号まで」に改める。

第5条の2第1項第1号中「第2条第1項第39号から第41号まで」を「第2条第1項第41号から第43号まで」に改め、同項第2号中「第2条第1項第42号から第44号まで」を「第2条第1項第44号から第46号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。